軽自動車税に関するお知らせ

軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という）の所有者に課せられる税です。

納税義務者

毎年4月1日に軽自動車等を所有している方です。

例えば、4月2日以降に軽自動車等を譲渡あるいは廃車されても、4月1日現在に所有されている方が、その年度の軽自動車税を全額お納めいただくこととなります。

納　　税

毎年４月中旬に納税通知書を発送します。4月30日までに朝日町役場または指定金融機関窓口にて納めてください。

なお、年度の途中で譲渡あるいは廃車をされても税の払い戻しはありません。

手　続　き

軽自動車等を取得あるいは転居した場合は、その日から15日以内に、また廃車あるいは譲渡した場合は30日以内に、次の窓口に申告してください。

車　　　種	申　告　場　所
・原動機付自転車（125cc以下のもの） ・小型特殊自動車	朝日町役場総務税務課（税務係） TEL　377－5655
・2輪の軽自動車 （125ccを超え250cc以下のもの）	三重県軽自動車協会 TEL　059－234－8611
・2輪の小型自動車（250ccを超えるもの） ・普通自動車	三重運輸支局 TEL　059－234－8411（総合案内）
・3輪、4輪の軽自動車（660cc以下のもの）	軽自動車検査協会三重事務所 TEL　059－234－8431

※申告に必要な書類等は、各申告場所へお問い合わせください。

※盗難等の被害にあわれた場合は、警察署へ被害届を提出ください。

■お問い合わせ先　総務税務課（税務係）　電話番号：377－5655　ファックス：377－2790

防災コーナー⑪

火災が多く発生する時期です。身の回りの点検は大丈夫！?

住宅防火・いのちを守る7つのポイント（3つの習慣・4つの対策）！

3つの習慣

○寝たばこは、絶対にしない！

○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する！

○コンロから離れる時は、必ず火を消してから！

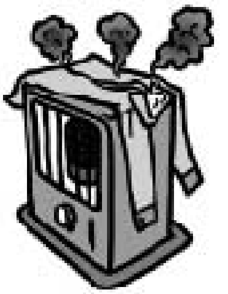

4つの対策

○逃げ遅れを防ぐため、**住宅用火災警報器**を設置する。

○寝具や衣類からの火災を防ぐため、**防炎品**を使用する。

○火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**を設置する。

○お年寄りや子供などを守るため、**隣近所の協力体制**をつくる。

次のことも注意してください。

○**家の周り**に燃えやすいものを置かない！

○風の強い時は、**焚き火をしない**！

○過度の、**たこ足配線**はしない！

○**悪質な訪問販売**にご注意を！

＊　消防職員のような服装で、「**消防署の方からきました、○○が法律で義務付けられました。**」など巧みな口調で購入を迫りますので、ご注意ください。

○**たばこのポイ捨て**を絶対にしない！

○子供には、**マッチやライターで遊ばせない**！

○ストーブなどは**消火してから給油**を！